

## 12月市議会の住民投票条例案

# 全員一致で否決の真相

昨年12月市議会に提案された明石市の住民投票条例案は、異例の出席議員全員一致で否決されました。この背景についてメディア等では十分報道されていないために、明石市の住民投票条例制定に議会がそろって反対しているような誤った印象を与えています。なぜ「全員一致で否決」になったのか。その真相をひも解いてみましょう。

住民投票条例は、2010年4月に明石市が施行した自治基本条例に「常設型住民投票条例」を制定するように定められました。市は条例づくりを3年間も放置したあと、2013年8月になってようやく市民が参画した住民投票条例検討委員会を設置し、1年3カ月の慎重な審議を経て2014年10月に答申書が提出されました。

### 焦点は請求署名数、答申は「8分の1」

検討委員会の審議の中で最も時間を費やした重要な論点が、住民投票の請求に必要な署名数の要件でした。最終的に「6分の1」と「10分の1」の主張を調整する形で「8分の1」が全会一致でまとまりました。住民投票を「絵に描いた餅」にせず、実質的に市民が使える条例にするための議論の結果でした。

市は当初、検討委員会の結論を得た時点で2014年秋に条例案をまとめてパブリックコメントを行い、同年度中に条例を制定する方針でしたが、11月になって在日外国人の地方参政権に反対する一部団体等の圧力を受ける中で年度内の制定を先送りしました。2015年4月に再選された市長は早期の条例制定を口にしていましたが、10月初めに条例素案を公表しました。この時点では請求署名数の要件は「8分の1」としており、市民は署名数の要件「8分の1」の素案に基づいてパブリックコメントに応じました。しかし、11月半ばになって市議会に提案された条例案は、市民に何らの説明もないまま「6分の1」に修正され、市民が住民投票を請求する際のハードルが高くなっていました。

### 市長の「こっそり修正」に批判

パブリックコメントに付した際、泉市長は「広報あかし」10月1日号で「幅広く市民の意思を市

政に反映させることができるよう、発議に必要な署名数を8分の1とし、他の自治体と比較しても住民投票を発議しやすい要件とした」と、自らの顔写真も添えて説明していました。パブリックコメントでは、「6分の1」への修正を求める意見は皆無でしたが、市議会多数派の意向を汲んで、市長判断により急きょ修正が行われたのです。

だが、市議会多数派との”妥協”で条例案は可決されると踏んでいた市長の思惑は、見事に外れました。市議会多数派は、市長の”譲歩”にさらに追い打ちをかけて「在住外国人への投票権の付与」などを理由に条例案に反対し、他方、市長の姑息な修正を批判して答申通りの条例案を求める市議らも条例案に反対して、相反する立場の議員が”呉越同舟”で条例案を否決しました。

### 再提出に市長は躊躇、議会にも責任

この結果を受けて、市長の姑息な修正を批判してきた政策提言市民団体「市民自治あかし」はあらためて、答申通りの条例案を早急に提案し直すように要請書を提出していましたが、市長は2月26日の本会議一般質問でも「慎重に検討したい」と早期再提出の意思を明らかにしていません。

この問題は、市長の不明朗な姿勢だけでなく、早期制定の責務は市議会にもあります。住民投票条例の制定を明記した自治基本条例は、市議会のほぼ全員一致で可決成立しており、条例制定の責務は議会にもあります。住民投票についての「市民の発議権」を定める条例に対して、市民の発議権をできるだけ抑制しようとする議会内勢力との葛藤がこの問題の本質と言えるからです。

議会基本条例を制定しながら、基本条例に沿った議会運営をサボタージュしようとする「議会改革消極派」の姿勢がオーバーラップしています。

# 市議会だよりの抜本改革を求め3月議会に請願

## 議員活動の姿が見えない議会広報、第2の市政広報化

市民自治あかしは3月定例会市議会に「市議会だよりの抜本改革を求める請願書」を提出しました。

定例会市議会が終わるごとに全戸配布されている市議会の広報紙「市議会だより」が、議員の活動が全くと言っていいほど見えない編集が行われており、市当局の施策を説明する「第2広報紙」になっている問題を取り上げて、抜本的な改革を求めるものです。

請願では、具体的に「市議会だよりの内容と編集・制作の仕組みを抜本的に改善し、本会議と委員会審議の種別を分かるようにするとともに、発言議員名と発言主旨を明確にして、答弁内容は質問の主旨対応した部分に絞って記述する」ように改革を求めています。すなわち、だれが、どのような観点から、どのように質問し、どのような答弁を得て議案の内容や行政の問題点をただしたのかが分かるように編集すべきだということです。

### 真誠会（保守系最大会派 10 人）と公明、民主連合が現状肯定し請願に反対

これに対し、請願を審査した9日の議会運営委員会では、議員間での討論をしないまま会派の態度表明を求めただけで採決。「議会内で当然行うべき改革だ」と未来創造明石と共産党の2議員が請願の採択を主張したが、真誠会と公明党、民主連合の議員が「**発言者名や主張を掲載する必要はない**」と請願に反対し、不採択になった。（請願提出に賛同した市民クラブはこの委員会メンバーでない）

審議の中で請願に賛成した議員からも指摘されたが、兵庫県内29市の中で、議会広報紙に発言議員名を記載していないのは明石と姫路、赤穂の3市だけ、12の町はすべて記載していることも明らかにされた。

しかし、請願に反対した議員は一律に「市議会だよりは議会全体の取り組みを広報するもので、議員個々の発言は会派や個人で広報すべきだ」と主張。請願に賛成した議員は「同じテーマでも議員によって正反対の意見がある。議員の多様な意見や議論を市民に知らせるのは、当たり前なことだ」と促したが、議論はかみ合わないままに終わった。

一昨年施行された明石市の議会基本条例では「議会が言論の府であること及び合議体であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじ、合意形成に努める」と掲げているが、**議員の多様な意見を、市民に知らせることに背を向ける議員の多いことが、請願審議を通じても明らかになった。**

（この請願審議の詳細な記録は、市民自治あかしのHPをご覧ください。<http://shiminjichi-akashi.net/>）

### 市民自治あかし とは

自治基本条例策定のための検討委員会が始まった2007年に発足した住民自治研究会は、自治基本条例に基づく「参画」と「協働」「情報共有」のまちづくりを、市民サイドから具体化していく政策提言市民団体「市民自治あかし」に発展。幾つかの名称変更を重ねながら、2012年、明石駅前再開発を住民投票で決めようと「市民みんなで決める住民投票を実現する会」として住民投票条例の直接請求運動を展開しました。

この直接請求が市議会によって否決されて以降、議会改革と市政改革を課題として、さまざまな政策提言を重ねてきました。

市長選挙に際しては「市民マニフェスト」を提案し、公開討論会も開催しました。

### 市議会への請願提出活動

市議会の改革は重要課題としてきましたが、2015年4月の改選以降は、施行2年目を迎えた議会基本条例の遵守を求め、定例会開催ごとに改革を求める請願書を提出してきました。

◇2015/6月議会 議会基本条例の遵守を求める請願（会派代表者会等の公開、議会報告会の開催等5項目）

◇2015/9月議会 議員間の自由な討議と賛否の理由を明示して、討論のうえで採決をするように請願

◇2015/12月議会

答申に沿った案を市長が急きょ書き変えた住民投票条例案は慎重に審議し、今議会では採決見送りを求める請願